

堺市公報 第360号	令和7年4月25日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○倫理調査会の市民委員の募集について

【総務局行政部行政総務課】 2

○道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】 3

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について

【建設局土木部路政課】 5

○道路法に基づく市道の供用廃止について

【建設局土木部路政課】 7

○道路法に基づく歩行者専用道路の指定について

【建設局土木部路政課】 7

○道路法に基づく市道の供用開始について

【建設局土木部路政課】 8

<公告>

○堺市美原B&G海洋センターの利用料金について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 9

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 12

<上下水道局管理規程>

○堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

【上下水道局下水道施設部下水道水質管理課】 12

<上下水道局告示>

○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について

【上下水道局サービス管理部事業サービス課】 13

<人事委員会規則>

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

【人事委員会事務局】 13

告 示

堺市告示第181号

堺市長の倫理に関する条例（平成18年条例第45号）第8条第2項の規定により、堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の委員を次のとおり募集するので、告示する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 募集人員 委員7人、委員補充員7人
- 2 委員の職務 堺市議会議員及び市長の資産等報告書等の審査など
- 3 委員報酬 会議出席1日につき、10,200円
- 4 任 期 2年
- 5 応募資格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する市民。
ただし、現に本市の市議会議員又は市長の職にある者及び本市職員である者を除く。
- 6 応募方法 必要事項を記載した応募用紙を以下の①～④のいずれかの方法により行政総務課へ提出
①電子メール（gyoso@city.sakai.lg.jp）
②郵送（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 行政総務課 宛）
③FAX（072-222-0536）
④持参（堺市役所 本館5階 行政総務課）
※①②③で提出する場合は、件名として「倫理調査会委員応募用紙の送付」と明記
※④で提出する場合の受付時間は、9:00～17:30（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(応募用紙の配布場所)

応募用紙は、堺市ホームページ<<https://www.city.sakai.lg.jp/>>からダウンロード又は堺市役所高層館3階の市政情報センター及び各区役所（堺区役所を除く。）の市政情報コーナーにて配布

※配布場所で応募用紙の提出はできません。

7 応募期間 令和7年5月1日～同年5月15日【必着】

8 選任方法 応募者の中から抽選で委員7人及び委員補充員7人を選任する（委員及び委員補充員の男女構成は、特別の事由がある場合を除き、応募数の多い方の性から4人、少ない方の性から3人とする。）。

抽選は公開で行い、事前に応募者に対し、受付番号、抽選会の日時及び場所を記載したはがきを送付する。抽選結果は、堺市ホームページで公表し、委員又は委員補充員に選出された者に対しては通知を送付する。

~~~~~

堺市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 整 理 番 号 別紙調書のとおり

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 起 点 終 点 別紙調書のとおり

4 重 要 な 経 過 地 別紙調書のとおり

別紙

## 市道路線認定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                               | 重要な経過地 | 付 記                |
|----------|-----------|------------------------------------------|--------|--------------------|
| ㇿ981     | 東山68号線    | 中区東山183番5地先<br>中区東山183番5地先               |        | 開発に伴う寄付            |
| ㇿ744     | 大饗47号線    | 美原区大饗191番27地先<br>美原区大饗173番2地先            |        | 〃                  |
| ㇿ292     | 土塔215号線   | 中区土塔町2157番72地先<br>中区土塔町2157番68地先         |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| ㇿ362     | 草尾97号線    | 東区草尾330番8地先<br>東区草尾331番9地先               |        | 〃                  |
| ㇿ286     | 西野77号線    | 東区西野182番16地先<br>東区西野182番10地先             |        | 〃                  |
| ㇿ602     | 上88号線     | 西区上610番7地先<br>西区上609番28地先                |        | 〃                  |
| ㇿ1072    | 浜寺南47号線   | 西区浜寺南町2丁376番7地先<br>西区浜寺南町2丁376番15地先      |        | 〃                  |
| ㇿ1073    | 浜寺船尾東10号線 | 西区浜寺船尾町東3丁384番14地先<br>西区浜寺船尾町東3丁384番10地先 |        | 〃                  |
| ㇿ609     | 多治井76号線   | 美原区多治井356番6地先<br>美原区多治井356番6地先           |        | 〃                  |

~~~~~

堺市告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 供用開始の区間 別紙調書のとおり
- 4 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

別紙

市道路線区域決定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
㇔848	東浅香山54号線	北区東浅香山町3丁167番4地先 北区東浅香山町4丁42番10地先	7.42	118.54	
㇔849	東浅香山55号線	北区東浅香山町4丁42番10地先 北区東浅香山町3丁145番2地先	7.85	27.48	
㇔981	東山68号線	中区東山183番5地先 中区東山183番5地先	4.70	45.48	
㇔744	大饗47号線	美原区大饗191番27地先 美原区大饗173番2地先	5.70	54.64	
㇔292	土塔215号線	中区土塔町2157番72地先 中区土塔町2157番68地先	4.70	23.42	
㇔362	草尾97号線	東区草尾330番8地先 東区草尾331番9地先	4.70	60.20	
㇔286	西野77号線	東区西野182番16地先 東区西野182番10地先	4.70	34.88	
㇔602	上88号線	西区上610番7地先 西区上609番28地先	4.70	26.16	
㇔1072	浜寺南47号線	西区浜寺南町2丁376番7地先 西区浜寺南町2丁376番15地先	5.70	89.67	
㇔1073	浜寺船尾東10号線	西区浜寺船尾町東3丁384番14地先 西区浜寺船尾町東3丁384番10地先	5.70	39.03	
㇔609	多治井76号線	美原区多治井356番6地先 美原区多治井356番6地先	5.70	22.38	

~~~~~

## 堺市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 市道路線供用廃止調書のとおり
- 2 供用廃止の区間 市道路線供用廃止調書のとおり
- 3 供用廃止の期日 告示の日

市道路線供用廃止調書

| 整理<br>番号 | 路線名      | 起 点<br>終 点                    | 重要な経過地 | 備考 |
|----------|----------|-------------------------------|--------|----|
| 888      | 三原台159号線 | 南区三原台2丁2番11地先<br>南区茶山台1丁2番3地先 |        |    |

## 堺市告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 歩行者専用道路等の指定調書のとおり
- 2 指 定 す る 道 路 歩行者専用道路等の指定調書のとおり
- 3 指 定 す る 期 日 告示の日

## 歩行者専用道路等の指定調書

| 整理<br>番号 | 路線名      | 起 点<br>終 点                    | 備考         |
|----------|----------|-------------------------------|------------|
| 888      | 三原台159号線 | 南区三原台2丁2番11地先<br>南区茶山台1丁2番3地先 | 歩行者専用道路の指定 |

堺市告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 市道路線供用開始調書のとおり
- 2 供用開始の区間 市道路線供用開始調書のとおり
- 3 供用開始の期日 告示の日

## 市道路線供用開始調書

| 整理<br>番号 | 路線名      | 起<br>終<br>点<br>点              | 備考 |
|----------|----------|-------------------------------|----|
| 888      | 三原台159号線 | 南区三原台2丁2番11地先<br>南区茶山台1丁2番3地先 |    |

## 公 告

### 堺市公告第310号

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第2項の規定に基づき、令和7年7月1日以後の堺市美原B&G海洋センターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 海洋センター体育館専用（団体）利用料金

（単位：円）

| 区 分 |      |     |            | 午前                 | 午後<br>1             | 午後<br>2             | 夜間                  | 昼間<br>1            | 昼間<br>2            | 午後                  | 昼夜間<br>1            | 昼夜間<br>2            | 全日                 |
|-----|------|-----|------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
|     |      |     |            | 9:00<br>～<br>12:00 | 13:00<br>～<br>15:00 | 15:00<br>～<br>17:00 | 17:30<br>～<br>21:00 | 9:00<br>～<br>15:00 | 9:00<br>～<br>17:00 | 13:00<br>～<br>17:00 | 13:00<br>～<br>21:00 | 15:00<br>～<br>21:00 | 9:00<br>～<br>21:00 |
|     |      |     |            |                    |                     |                     |                     |                    |                    |                     |                     |                     |                    |
| 体育室 | 全面   | 平 日 | 一般         | 3,100              | 2,500               | 2,500               | 5,500               | 5,600              | 8,100              | 5,000               | 10,500              | 8,000               | 13,600             |
|     |      |     | 高齢者<br>生徒等 | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |
|     |      | 休日等 | 一般         | 3,720              | 3,000               | 3,000               | 6,600               | 6,720              | 9,720              | 6,000               | 12,600              | 9,600               | 16,320             |
|     |      |     | 高齢者<br>生徒等 | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |
|     | 1／2面 | 平 日 | 一般         | 1,550              | 1,250               | 1,250               | 2,750               | 2,800              | 4,050              | 2,500               | 5,250               | 4,000               | 6,800              |
|     |      |     | 高齢者<br>生徒等 | 775                | 600                 | 600                 | 1,375               | 1,375              | 1,975              | 1,200               | 2,575               | 1,975               | 3,350              |
|     |      | 休日等 | 一般         | 1,860              | 1,500               | 1,500               | 3,300               | 3,360              | 4,860              | 3,000               | 6,300               | 4,800               | 8,160              |
|     |      |     | 高齢者<br>生徒等 | 930                | 720                 | 720                 | 1,650               | 1,650              | 2,370              | 1,440               | 3,090               | 2,370               | 4,020              |
| 会議室 | 平 日  |     |            | 600                | 500                 | 500                 | 1,450               | 1,100              | 1,600              | 1,000               | 2,450               | 1,950               | 3,050              |
|     | 休日等  |     |            | 720                | 600                 | 600                 | 1,740               | 1,320              | 1,920              | 1,200               | 2,940               | 2,340               | 3,660              |

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を用いる。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該利用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。
- (5) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
- (8) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者（※）である場合は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
  - ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

2 海洋センター第1プール共用（個人）利用料金  
(単位：円)

| 区分    | 利用料金 |        |
|-------|------|--------|
|       | 大人   | 高齢者・小人 |
| 1人・1回 | 250  | 120    |

備考

- (1) この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの者に係る利用料は、無料とする。
- (3) この表において「高齢者」とは、65歳以上の者が利用する場合に適用する。
- (4) 利用者が障害者手帳を有する者（※）である場合の利用料は、無料とする。  
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
  - ・身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ・療育手帳制度についてに基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・児童福祉法第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
  - ・特定疾患治療研究事業についてに基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

3 海洋センター附属設備利用料金 (単位：円)

| 種 類         | 単 位   | 利用料金  | 種 類        | 単 位   | 利用料金 |
|-------------|-------|-------|------------|-------|------|
| バスケットボール器具  | 1式 1回 | 0     | 得点板        | 1台 1回 | 110  |
| バレーボール器具    | 1式 1回 | 0     | 審判台        | 1台 1回 | 110  |
| バドミントン器具    | 1式 1回 | 0     | バレーボール用線審旗 | 1組 1回 | 0    |
| 卓球器具        | 1式 1回 | 0     | ウレタンマット（厚） | 1枚 1回 | 510  |
| トランポリン（練習用） | 1台 1回 | 1,030 | マット（長）     | 1枚 1回 | 0    |
| 卓球用フェンス     | 1枚 1回 | 0     | 長机         | 1脚 1回 | 0    |
| 卓球用得点板      | 1台 1回 | 0     | 補助椅子       | 1脚 1回 | 0    |
| マイク         | 1本 1回 | 0     | フロアシート     | 1枚 1回 | 0    |

備考 この表において「1回」とは、海洋センター体育館の利用時間の区分にかかわらず、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。

## 堺市公告第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市中区八田寺町492番1の一部、500番2、500番5から500番7まで、501番1から501番3まで、501番9から501番12まで及び501番14から501番20まで、毛穴町182番2、186番8、188番1から188番3まで、189番1、189番4及び190番4並びに小阪569番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

株式会社IDOM

代表取締役 羽鳥 裕介

## 上下水道局管理規程

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年4月25日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第16号

### 堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

堺市下水道条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（排水設備の設置義務の免除）

第6条の2 法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

## 上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月25日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

水道料金・下水道使用料のスマートフォンアプリ等を利用した決済における指定納付受託者（指定日 令和7年4月1日）

| 指定納付受託者の名称 | 事務所の所在地          |
|------------|------------------|
| 株式会社電算システム | 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 |

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月25日

堺市人事委員会

委員長 島 田 睦 史

堺市人事委員会規則第3号

## 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成18年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中

「

|     |       |                                                      |
|-----|-------|------------------------------------------------------|
| 総務局 | 総務課   | 庁舎管理係長<br>主幹（庁舎管理を担当するものに限る。）<br>主査（庁舎管理を担当するものに限る。） |
|     | 行政経営課 | 課長補佐<br>行政管理係長<br>行革推進係長<br>主幹及び主査                   |
|     | 法制文書課 | 課長補佐<br>法制係長<br>主幹及び主査（法務を担当するものに限る。）                |

を

「

|     |       |                                                                                      |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務局 | 行政総務課 | 庁舎管理係長<br>行政管理係長<br>改革推進係長<br>主幹（総務係が所管する事務を担当するものを除く。）<br>主査（総務係が所管する事務を担当するものを除く。） |
|     | 法制文書課 | 課長補佐<br>法制係長<br>主幹（法務を担当するものに限る。）<br>主査（法務を担当するものに限る。）                               |

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。